

## 2. 介護施設等の整備及び運営について

### (1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等について

平成25年度における介護基盤の整備に係る支援策については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、介護基盤の緊急整備特別対策事業等（「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」において実施）及び施設開設準備等特別対策事業（「介護職員処遇改善等臨時特例基金」において実施）の積み増し・実施期間の1年延長を行ったところである。

さらに、平成25年度予算（案）においては、上記事業に加え、地域支え合い体制づくり事業や介護基盤復興まちづくり整備事業等についても、実施期間の1年延長を行うこととしたので、各自治体におかれては、基金の活用等により、地域のニーズに即した施設整備等の着実な実施に取り組まれない。

### (2) 地域介護・福祉空間整備等交付金等について

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（以下、「ハード交付金」という。）及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金」（以下、「ソフト交付金」という。）の協議は、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ、地方厚生（支）局へ提出していただくこととなっており、その提出に当たっての平成25年度における留意点は以下のとおりであるので、各市区町村に周知徹底願いたい。

#### ア 協議スケジュールについて

昨年度と同様、各市区町村宛に協議の事務連絡を発出し、3月下旬をメドに各都道府県への提出期限とする予定であるので、準備方よろしくお願ひしたい。併せて、25年度より協議時における添付資料の充実をお願いする予定である。

#### イ 地域自主戦略交付金の廃止について

平成24年度より、ハード交付金のうち指定都市分については、「地域自主戦略交付金」（内閣府所管）により支援することとされたが、新政権における国の方針

として、平成24年度をもって本交付金は廃止されることとなった。

これに伴い、平成25年度においては、平成23年度以前と同様、指定都市分についてハード交付金において支援を行うこととするので、ご了解願いたい。

#### **ウ 地域支え合いセンター整備事業について**

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」整備事業をハード交付金の新たな対象（平成25年度予算（案））としたので、積極的な取り組みをお願いしたい。

### (3) 介護施設等の防災対策への取組等について

#### ア 大規模災害に備えた施設間協定について

介護施設等における災害への備えとしては、建物耐震化工事、備蓄の整備、様々な状況を想定した避難訓練の実施など、各施設が行うべきことがあるが、東日本大震災のような大規模災害時には、施設機能を維持していくことが困難となり、利用者を他の施設へ避難させざるを得ない状況が想定される。

このような場合に備え、平時から避難先として適切な他の施設と協定を締結しておくこと、避難する場合には、利用者の健康状態に特に留意し、必要に応じて医療の確保を行うことなどの対策の骨子をお示したところであり（H24.4.20「大規模災害時における被災施設から他施設への避難、職員派遣、在宅介護者に対する安全確保対策等について」の別紙1参照）、また、平成24年9月には防災基本計画の修正も行われたところである。

このような避難に関する協定締結は施設間で行われるものであるが、市町村、都道府県におかれては、管内の状況に応じて、相手方施設の検索、管内施設及び他自治体施設に関する情報集約及び提供、関係団体との調整など、準備段階からの積極的な関与とともに、管内施設間の協力体制の構築に当たっては主体的な役割を果たしていただくようお願いしたい。

#### イ 介護施設等の耐震化について

昨年度の全国会議でもお知らせしたとおり、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化状況については、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」（平成22年9月実施）の調査結果によると、全国での耐震化率は91%となっており、一部の介護施設等で未だ耐震化が図られていないところである。

建築物の耐震化等の取組みは、「国土強靱化の推進」として重要な政策課題であり、また、介護施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての介護施設等において耐震化が図られることが望ましい。

別添に都道府県・市別、施設別の耐震化状況を示した。都道府県・市別に見ると、耐震化率には都道府県・指定都市・中核市ごとにばらつきが見られ、また、施設別に見ると、地域密着型施設については耐震化率が高いものの、養護老人ホームや軽費老人ホーム（A型、B型）などは耐震化率が著しく低くなっている。

こうした要因については、設置主体の財政問題等によると思われるが、これら施設の役割（後述（4））に鑑み、早急な対応が求められるところである。

については、特に耐震化率の低い都道府県・市にあつては、財政面も含めて各設置主体と十分協議した上で、計画的に耐震化整備が図られるようご指導をお願いしたい。

#### ウ 介護施設等のスプリンクラー設備の設置について

平成25年2月8日、長崎県長崎市において、認知症高齢者グループホームの火災により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生した。

当該グループホームは、消防法施行令上、スプリンクラーの設置義務が課されない延床面積275㎡未満の施設であったため、スプリンクラーが設置されていなかった。

一方、介護基盤緊急整備等臨時特例基金においては、平成22年に発生した札幌市でのグループホーム火災事故を踏まえ、延床面積275㎡未満のグループホーム等についてもスプリンクラー設備の設置支援を行っているところである。

今後、このような痛ましい事故が二度と発生することのないよう、スプリンクラー設置義務のないグループホーム等の小規模な施設についても、基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めるようくれぐれもお願いしたい。

#### エ 介護施設等を対象とする消防法令の改正について

介護施設等については、災害時において援護が必要となる高齢者が生活していることに配慮した防火管理や消防用設備等の整備が求められる。具体的には、消防法施行令の別表第1において施設類型がグループ化されており、老人福祉施設等の中でも特に避難困難な者が利用する施設については「第6項ロ」、それ以外の施設に

については「第6項ハ」として整理され、この類型に応じた基準が定められているところである。

従来、「老人デイサービスセンター（老人デイサービス事業を行う施設を含む）」「軽費老人ホーム」「小規模多機能型居宅介護事業を行う施設」については、「第6項ハ」として取り扱われてきたところである。しかしながら、これらの施設については、要介護度の高い者に利用される傾向にあり、また、宿泊サービスを常態的に提供しているものもあることから、消防法施行令及び消防法施行規則（以下「消防法施行令等」という。）の改正が予定されており（3月中に公布予定）、避難困難な者が利用する施設については「第6項ロ」として取り扱うこととされている（表1）。

表1：消防法施行令の改正（案）の概要【別表第1の内容】

|                                                                                                                                                                                                               | 現行制度                                                                                                 | 平成27年4月1日～                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人短期入所施設(ショートステイ)</li> <li>・老人短期入所事業を行う施設(ショートステイ)</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)</li> </ul> | 第6項ロ                                                                                                 | 第6項ロ(変更なし)                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター</li> <li>・老人介護支援センター</li> </ul>                                                                                                                              | 第6項ハ                                                                                                 | 第6項ハ(変更なし)                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として要介護状態にある者を入居させるものは第6項ロ</li> <li>・それ以外のものは第6項ハ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難が困難な要介護者※を主として入居・宿泊させるものは第6項ロ</li> <li>・それ以外の者は第6項ハ</li> </ul>                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人デイサービス事業を行う施設</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</li> </ul>                                                                      | 第6項ハ                                                                                                 | <div style="text-align: center;">  </div> |

※ 「避難が困難な要介護者」については、消防法施行規則において要介護度3以上の者として定義する予定。

改正消防法施行令等の施行日は平成27年4月1日が予定されている（スプリンクラー設備や自動火災報知設備等にあつては、平成30年3月31日までの経過措置が設けられる予定）ことから、本改正によって消防法施行令等の適用関係が変わる

施設事業者については、この日までに所要の措置をとらなければならない（表2）。消防用設備の整備等には一定の時間が必要となることが予想されることから、各地方公共団体においては、所管の施設事業者が無理のないスケジュールで対応できるよう、消防法施行令等の改正内容の周知と、それに応じた指導を適切に進めるようお願いしたい。

表2：老人福祉施設等を対象とする主な消防用設備の適用関係

|                 | 第6項ロ       | 第6項ハ                   |
|-----------------|------------|------------------------|
| 消火器             | 全部         | 延べ面積150㎡以上             |
| スプリンクラー設備       | 延べ面積275㎡以上 | 平屋建以外の建築物で延べ面積6,000㎡以上 |
| 自動火災報知設備        | 全部         | 延べ面積300㎡以上             |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | 全部         | 延べ面積500㎡以上             |

なお、老人デイサービスセンター等について、「第6項ロ」「第6項ハ」のいずれに該当するかは「避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させる」かどうか判断基準となるが、この場合における「主として入居・宿泊」の考え方については、追って、総務省消防庁より技術的助言等によって示される予定であるので、消防部局との情報共有にも努めるようお願いする。

## オ 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結

果、土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れ等の課題が認められたところである（【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】）。

各都道府県におかれては、これらの課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いしたい。

併せて、土砂災害のおそれがある地域に所在する社会福祉施設等については、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立する等、土砂災害対策の万全を期すよう必要な助言・指導をお願いしたい。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

○土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握

土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。

→土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。

○土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応

土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。

→土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。

①都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。

②上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

## カ 介護施設等における節電対策等について

平成23年度に続き、平成24年度においても電力需給対策が策定され、本年度は全国的な節電要請が行われ（沖縄電力管内を除く）、介護施設等におかれては節電対策に多大なご協力をいただいたところである。

（平成24年度冬季の節電要請期間はH25. 3. 29まで）

電力供給に関連して施設運営上、最大の懸案は計画停電への対応であるが、介護施設等では、人口呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、計画停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある者が利用している施設もあることから、経済産業省資源エネルギー庁に対し、個々の施設の状況を把握し計画停電時の緩和措置を講ずるよう要請したが、同庁からは、緩和措置対象施設は限定的なものであることから対応は困難である旨の回答があったところである（H24. 6. 22「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」参照）

平成25年度における電力需給対策は今のところ未定であるが、原子力発電所の再稼働が不透明な状況等を踏まえれば、現時点で行える計画停電への備えとして、自家発電機の購入等の検討、すでに当該機を保有している場合には定期的な点検等を講じられたい。

なお、本年度夏季における計画停電への備えとして、計画停電のおそれがある電力会社管内の地域を対象に自家発電設備の整備にあたり「地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）」の活用が可能となるよう講じたところであるが、本事業は平成25年度末まで実施期限が1年延長となったことから、引き続きその活用について検討されたい（平成25年度における本事業の対象地域については、今後の電力需給対策を踏まえ検討）。

## キ 社会福祉施設等における木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材を

利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて有効であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

## ク 介護施設等におけるPFI事業の推進について

介護施設等におけるPFI事業の推進にあたっては、「PFI事業の案件形成に積極的に取り組む分野について」（平成24年11月30日民間資金等活用事業推進会議決定）により、さらなるPFI事業の活用が求められていることから、下記内閣府ホームページをご参照の上、積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

（参考）

○内閣府ホームページ

<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/12/pfi.html>

#### (4) 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

##### ア 適切な運営等について

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受け入れ先として、養護老人ホームや軽費老人ホームがある。これらは平成18年度に選択により特定施設への移行が可能となる等の制度改正が行われたところであるが、その後、高齢化の一層の進展や経済情勢の悪化等により、その取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした状況にも関わらず、低所得者向けの施設である養護老人ホームでは、近年、定員割れの状況が続いていることから、入所措置すべき者の把握及び措置が確実に行われているかなど、適切な運営をお願いする。特に低所得者等からの相談を受けることとなる市町村や地域包括支援センターなどの相談機関におかれては、特定施設の指定を受けているか否かを問わず養護老人ホーム及び軽費老人ホームが持つセーフティネットの機能を踏まえ、適切な対応をお願いしたい。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームには多様な状況の方が入所されており、複合的な課題へも対応できるノウハウを持つ施設もあることから、入所機能だけでなく、高齢の生活困窮者への相談機能として、地域の中核的な役割を担うことも期待できることから、積極的な活用をご検討いただきたい。(後述 5 参照)

養護老人ホーム、軽費老人ホームに係る運営費や施設整備費の国庫補助制度は、三位一体改革により一般財源化され、また、平成24年度からは施設の運営に関する基準を都道府県が条例で定めることとなるなど、各自治体における裁量と適切な運営責任が拡大したところであるが、最近、施設側からの運営上の疑義や整備に関する相談などに関する行政側の窓口が明確でなくなったとの意見がある。都道府県、市町村にはそれぞれの役割があるものの、施設側からの相談等については、これまでの各都道府県における調整の仕組みを踏まえつつ、まずは身近な市町村が窓口となり、全県的な対応が必要な場合には都道府県が対応するなど、施設運営及び運営が円滑に行われるよう、特段のご配慮をお願いしたい。(ただし、対応の仕方は養護老人ホーム、軽費老人ホームで異なる場合があるので留意いただきたい。)

#### イ 盲養護老人ホームについて

視覚障害者や聴覚障害者が多く入所する施設として、盲養護老人ホームが全国に50施設設置されている。盲養護老人ホームの運営については、昨年4月に概況調査結果とともにお示ししたところであるが、積極的な活用が図られるよう、改めて管内市町村に対し周知をお願いしたい。

#### ウ 生活扶助基準の見直しにかかる対応について

現在、当省社会・援護局において、生活保護における生活扶助基準の見直し作業が進められている。養護老人ホームについては、①養護老人ホームへの入所措置の要件、②扶養義務者からの費用徴収額の基準について、生活保護受給者又は生活保護受給世帯としての区分を設けている。生活扶助基準の見直しにより生活保護受給者でなくなるケースは極めて少数であると考えられており、また、従来より、養護老人ホームへの入所措置の要否判定や、扶養義務者からの費用徴収額の設定においては、市町村において柔軟な取扱いができることとなっていると承知しているが、改めてこうした取扱いについて周知を図る予定である。

## (5) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止並びに事故発生の防止については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次の点に御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設等に対して適切な指導をお願いしたい。

### ア 今冬のインフルエンザ対策について

インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成24年11月27日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

#### (参考)

○厚生労働省ホームページ「平成24年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

○インフルエンザ施設内感染予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>

○インフルエンザQ & A（平成24年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

## イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、この冬も高齢者施設における集団感染も発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要である。このような状況から、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内介護関連施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成24年11月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ノロウイルス検出状況 (2012/2013シーズン)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

- ノロウイルスに関するQ & A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

## ウ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等について

多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

## エ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の見直しについて

施設内の感染症、食中毒の予防やまん延の防止に当たっては、平成17年3月に取りまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>)を参考に取り組んでいただいているところであるが、感染症に関する新しい知見や制度改正等を踏まえ、現在、見直しの作業を行っているところである。新しい「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」は、現行のマニュアルをもとに、平成19年3月に取りまとめた「特別養護老人ホームにおける感染対策ガイドライン」の内容を統合したものとなっている。改正後のマニュアルは平成24年度内に公表する予定であるため、平成25年度からは、改正後のマニュアルに従って感染症・食中毒の予防やまん延の防止に努めていただくよう、管内施設に周知いただきたい。

## オ 新型インフルエンザ等に関する対応について

新型インフルエンザ等については、平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が公布され、同年8月から、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を目的とし、新型インフルエンザ等対策有識者会議において議論し、平成25年2月7日に中間とりまとめがまとめられたところである。

中間とりまとめでは、都道府県知事が新型インフルエンザ等緊急事態において講じる施設の使用制限等の要請等の感染拡大防止策や、特定接種（※）の対象者、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等についてまとめられており、特定接種対象者の基準を満たす介護サービス等の従事者についても特定接種の対象となるものとされているところである。

今後、中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな政府行動計画やガイドライン等が作成される予定であるので、各介護サービス事業者等や各自治体においては、御承知おき願いたい。

※ 特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行われるものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接

種をいう。

(参考)

○「新型インフルエンザ等対策有識者会議 中間とりまとめ」について

[http://www.cas.go.jp/jp/houdou/130207flu\\_chukan.html](http://www.cas.go.jp/jp/houdou/130207flu_chukan.html)